

(参考) 「あじさい月間」足立区提案内容

「市場化テストを含む民間開放要望」に6項目を提案

戸籍事務及び外国人登録事務の委託範囲の拡大

地方税徴収等の委託範囲の拡大

区民事務所窓口における委託範囲の拡大

多機能型コールセンターの設置

受託事業者への指揮命令権の付与(しくみについて)

受託事業者への複数年契約期間の付与(しくみについて)

足立区提案に対する所管省庁のこれまでの回答

足立区提案の概要	所管省庁のこれまでの回答
<p>戸籍事務及び外国人登録事務の委託範囲の拡大 現行の入力処理等の一部委託から、<u>受付、審査、証明発行などの一連の事務の委託を行ないたい</u>。国が委託できる事務の範囲及び民間企業の基準(プライバシーマークの取得やISMS認証所得など)を定める法整備をされたい。</p>	<p>〔法務省〕 【戸籍関連事務】 ・戸籍届出の受理・不受理、あるいは戸籍・除籍謄抄本の交付・不交付処分は、その前提として<u>法令適合性の審査が必要となる行政処分</u>。<u>市区町村の吏員(公務員)が関与せず、全面的に民間業者に行わせることは不可</u>。</p> <p>〔外国人登録関連事務〕 ・外国人登録法には、<u>私人の権利を制限し、又は義務を課す処分を伴う事務が含まれており、これらの事務を包括的に民間に委託することは不可</u>。</p> <p>・私人の権利を制限し、又は義務を課す処分にあたらないものについては、民間への委託は可能。</p>
<p>地方税徴収等の委託範囲の拡大 <u>分納誓約、延滞金免除、執行停止、不納欠損、差押、公売などに関する相談機能を含めた一連の業務委託を行ないたい</u>。</p>	<p>〔総務省〕 ・昨年度の議論を踏まえ、平成17年4月1日付けの通知で地方税の徴収に関して、<u>公権力の行使に係る補助的業務については、民間への業務委託を推進するよう各自治体に通知済</u>。</p> <p>・ただし、相手方の意に反して行う<u>立入調査や差押、公売等の強制処分などについては、極めて強力な公権力の行使</u>。地方税法の規定により<u>徴税吏員に実施主体が限定</u>されており、<u>包括的な民間委託は不可</u>。</p>

足立区提案の概要	所管省庁のこれまでの回答
<p>区民事務所窓口における委託範囲の拡大</p> <p><u>区内に17ヵ所点在している区民事務所(住民基本台帳・印鑑登録・戸籍・外国人登録・住民税・国民健康保険・介護保険・等々を取り扱う総合窓口)の事務処理の民間委託を行ないたい。</u> 民間の創意工夫による接客、業務クオリティの向上、窓口時間延長、土日開庁などへの弾力的な対応をめざす。</p>	<p>〔総務省〕</p> <p>【住民基本台帳関連事務】</p> <p>・ <u>各種届出の受付審査は、それに基づき、選挙人名簿の登録や課税権の帰属の判断が行われるため、民間開放は困難・住民票の写しの交付事務は、それを基にした公証行為。公権力の主体が行うことができるものであることから、民間開放は困難。</u></p> <p>〔法務省〕</p> <p>【戸籍法関連事務】</p> <p>上記参照</p> <p>【外国人登録法関連事務】</p> <p>上記参照</p>
<p>多機能型コールセンターの設置</p> <p>コールセンターを単なる問合せ機能の充実という領域のみにとどめず、税・保険料の納付催告、各種相談機能など <u>個人情報に関する業務についても行なえるような機能を付加したコールセンターを設置したい。</u> (他の提案とも共通であるが、個人情報保護法、各種業務関連規定の整備を要望)</p>	<p>〔総務省〕</p> <p>【地方税関連】</p> <p>・ <u>現行法制度上でも対応可能。</u></p> <p>・ ただし、個別具体の門間委託の範囲やその形態については、 <u>秘密の保護について問題が生じないよう、各自治体で適切に判断することが必要。</u></p>

足立区提案の概要	所管省庁のこれまでの回答
<p>受託事業者への指揮命令権の付与(しくみについて)</p> <p><u>市場化テストにより民間事業者が業務を行なうこととなった場合は、その従事者が業務を遂行する過程において、現行制度化における労働派遣契約で、予め定める現場責任者の指揮命令を受けるのと同様に、行政機関の指揮監督下に置き、必要に応じて指導できるよう法整備されたい</u></p>	<p>〔内閣府〕</p> <p>発注者である官に落札者に対する指揮命令権を付与することについては、慎重な検討が必要。一律に整理するのではなく、個々の事業の態様等を踏まえ、個別に検討・措置することが適当。</p>
<p>受託事業者への複数年契約期間の付与(しくみについて)</p> <p>毎年度受託者事業者が変更となると、業務知識・経験の蓄積が生かされず非効率である。市場化テストにおいては、<u>受託事業者との複数年契約が可能となるよう法整備されたい</u></p>	<p>〔内閣府〕</p> <p><u>複数年の委託が可能な制度となるよう検討している</u>。地方公共団体は、現行制度下において、自治法214条の規定により、予算の定めるところにより債務負担行為を行なうことが可能と考えられるが、<u>市場化テストの法制化作業の過程において、措置の要否について検討する</u>。</p>